

女性の活躍に関する「男女の賃金の差異」の情報公表

【女性活躍推進法に関する制度改正に伴い「男女の賃金の差異」を公表】

- ・対象期間：令和4年度（令和4年4月1日～令和5年度3月31日）
- ・賃金：通勤手当を含める
- ・労働者に占める女性労働者の割合：91.2%

区分	男女の賃金の差異
全労働者	60.3%
正規社員	82.4%
パートタイム職員	243.7%